

国立大学法人静岡大学役員の報酬の臨時特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）の特例について定める。

(役員報酬規程の特例)

第2条 この規程の施行日から平成26年3月31日までの間においては、役員報酬規程に基づき支給される報酬のうち次に掲げる報酬の支給にあたっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 基本給月額 当該役員の基本給月額に100分の9.77（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額

(2) 地域調整手当 当該役員の基本給月額に対する地域調整手当の月額に、支給減額率を乗じて得た額

(3) 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に、支給減額率を乗じて得た額

(4) 非常勤役員手当 当該役員が非常勤役員手当の月額に支給減額率を乗じて得た額（端数計算）

第3条 この規程により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。